

## 第三回 光市事件



主 文

原判決を破棄する。

本件を広島高等裁判所に差し戻す。

理 由

上の上告趣意は、判例違反をいう点を含め、

本法405条の上告理由に当たらない。しかし

調査すると、原判決は、下記1以下に述べる

弁護人安田好弘、同足立修一は、当審弁論及

判決する。

主 文

第一審判決を破棄する。

被告人を死刑に処する。

理 由

訴の趣意は、検察官渋谷勇治提出の検察官都

に対する答弁は、差戻前の控訴審(以下「差戻

人作成の答弁書にそれぞれ記載されていると

◇予約不要

2026年1月31日(土) 14時～(開場13時半)

文京シビックセンター4階 シルバーホール

◇参加費 500円

講演 岩井 信 弁護士  
(光市事件再審弁護団)

1999年4月、当時18歳1ヶ月だった少年によって引き起こされた光市事件。この事件の裁判では、少年事件と報道のあり方、弁護士バッシング、少年法と刑事事件の問題や、犯罪被害者をめぐる諸問題、少年法の適用年齢引き下げ、死刑適用基準の問題などをめぐり、社会的に大きな議論を巻きおこした。

一審、二審ともに無期懲役。ところが2006年6月、最高裁が破棄・差し戻し判決を出す。2008年4月、広島高裁は死刑判決を言い渡した。事件後から巻きおこった議論や事件への視線、そして裁判の過程は、本当に客観的で正当なものだったのだろうか。

弁護団は現在、第三次再審請求中だ。あらためて事件の真実や問題点を確認していきたい。

〒112-8555 東京都文京区春日1-16-21 TEL:03-3812-7111

東京メトロ後楽園駅・丸ノ内線(4a・5番出口)南北線(5番出口)徒歩1分/  
都营地下鉄春日駅三田線・大江戸線(文京シビックセンター連絡口)徒歩1分/JR総武線水道橋駅(東口)徒歩9分

死刑廃止国際条約の批准を求める **FORUM90**

〒107-0052 東京都港区赤坂2-14-13 港合同法律事務所気付

TEL:03-3585-2331 FAX:03-3585-2330 メール:info@forum90.net HP:<http://www.forum90.net/>  
郵便振替口座 00180-1-00456 フォーラム90